

## 国立大学法人筑波大学構内駐車違反車両取扱要領

〔平成17年2月8日  
交通安全対策委員会決定〕  
改正 平成19年12月10日

### (趣旨)

- 1 国立大学法人筑波大学の筑波地区構内(以下「構内」という。)における駐車違反車両に対する取扱いについては、当分の間、この要領の定めるところによる。

### (定義)

- 2 この要領において、次の各号の掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 車 両：道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第2条第1項第9号に掲げる自動車のうち、緊急自動車以外の自動車をいう。
  - (2) 駐 車：法第2条第1項第18号に規定する駐車をいう。
  - (3) 駐車違反車両：別表第1欄の構内駐車禁止場所等に駐車している車両をいう。

### (警告等)

- 3 駐車違反車両に対しては、別表第1欄の区分に応じ、同表第2欄の警告書等を貼付するとともに、同表第3欄の違反点数を付し、累積するものとする。ただし、違反行為をしないで6月を経過した場合は、当該期間前の違反点数は累積しないものとする。
- 4 前項に規定する違反点数の累計が、7点以上になった違反車両(以下「常習違反車両」という。)に対しては、併せて別記様式第3の警告書(常習違反)を貼付するものとする。

### (常習違反車両の施錠等)

- 5 常習違反車両につき、さらに違反行為がなされた場合は、当該車両の車輪施錠、移動排除の措置を講じることができるものとする。

### (緊急措置)

- 6 駐車違反車両が、緊急自動車の通行妨害又は著しく交通の障害となる場合には、直ちに前項に準じた措置を講じることができるものとする。

### (雑則)

- 7 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は交通安全対策委員会委員長が定めるものとする。

### 附 記(平成18年3月6日)

- 1 春日地区については、平成19年4月1日から適用するものとする。

別表

第 1 欄 (構内駐車禁止場所等)	第 2 欄 (警告書)	第 3 欄 (違反点数)
1. 交差点及び交差点から 5 メートル以内の部分 2. 坂の頂上付近 (松美橋) 3. 勾配の急な坂 (松美橋の前後の部分) 4. 横断歩道及び横断歩道前後の側端から 5 メートル以内の部分 5. 通行を区分した片側一車線の道路 6. 車止めから 3 メートル以内の部分 7. 歩道 (ペDESTリアンを含む) 8. 消火栓から 5 メートル以内の部分 9. 駐車証 (許可シール含む)、入構証、臨時入構証、特別駐車証又は業者用駐車証等の偽造又は虚偽申請による駐車	別記様式 第 1 (赤色)	3 点
10. 路線バスの停留所を表示する表示柱が設けられている位置から 10 メートル以内の部分 11. 駐車場等の道路に接する出入口から 3 メートル以内の部分 (ゲートの出入口含む) 12. 道路の曲がり角から 5 メートル以内の部分 13. 建物の玄関前及びその周辺 14. 許可駐車場への許可車両以外の駐車 (身障者スペースを含む)	別記様式 第 1 (黄色)	2 点
15. 芝生、植え込み、駐車場以外の空き地等 16. 駐車場内の駐車スペース外駐車 17. 学生宿舍地域内の道路 18. 上記以外の道路 (一方通行路含む) 19. 駐車証 (許可シール含む)、入構証、臨時入構証、特別駐車証又は業者用駐車証等の不表示	別記様式 第 2	1 点